

## 「海の駅九十九里」農林水産物等直売施設出荷要綱

### (目的)

第1条 「海の駅九十九里」農林水産物等直売施設出荷要綱（以下「要綱」という。）

は、「海の駅九十九里」直売所（以下「直売所」という。）の管理運営に関し、直売所に出荷する者（以下「出荷者」という。）が遵守すべき事項を定めるものとする。

### (出荷者の条件)

第2条 出荷者は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 九十九里町に在住し、自ら販売品を継続的に出荷できる個人又は団体。
- (2) その他特に必要と認められた者。
- (3) 直売所会員に登録し出荷者・出店者協議会に加盟している者。
- (4) 公序良俗を守り、法令等を遵守出来る者。
- (5) 施設管理者が示す生産履歴の記録等を着実に履行できる者。
- (6) 反社会的勢力等への対応に関して、次のアからオに該当しない者。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事長、その他経営に実質的関与している者をいう。（以下「役員等」という。））が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている場合。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、経営に協力し、若しくは関与している場合。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている場合。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合。

### (生産者の資格取得)

第3条 新規会員の登録は、施設管理者の審査を経るものとする。

(会員)

第4条 直売所に販売品の出荷を希望する者は、出荷者申込書を提出するものとし、別表1に定める登録料及び年会費を納める。

- 2 前項の規定により登録料を納入した者は直売所の会員とする。
- 3 第1項に定める登録料及び年会費は、脱会等その理由の如何を問わず返還しない。

(契約)

第5条 施設管理者と出荷者は、毎年度施設の利用及び出荷に関する契約を結ぶものとする。契約期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、毎年契約を更新するものとする。

(協議会)

第6条 出荷者は、安全安心な農林水産物等の生産や出荷者の連携による直売所への安定供給など直売所の円滑な運営を図る。

(生産出荷計画)

第7条 出荷者は、毎年、品目別に出荷時期、数量等の生産計画(別紙1)を作成し、施設管理者に提出するものとする。

(出荷調整)

第8条 施設管理者は、直売所において品不足や余剰が起きないように、出荷者・出店者を活用して調整を図るものとする。

(販売品)

第9条 直売所の販売品は次の各号に定めたものとする。

- (1) 出荷者から販売委託された農林水産物、商工業製品等。
- (2) 施設管理者が仕入れ販売する農林水産物、商工業製品等。
- 2 その他、施設管理者が地域振興上、必要と認めたもの。
- 3 第1項第1号の規定にかかわらず、施設管理者が適さないと判断したものは、出荷者、出店者と協議し販売を中止することができる。

(販売価格)

第10条 販売品の価格は原則として近隣直売所、量販店等の小売価格を参考に設定するものとする。ただし、販売価格が他の類似販売品の価格と著しく均衡を欠くときは、施設管理者は価格の調整を図ることができる。

(販売手数料)

第11条 委託販売の販売手数料は別表2に定めるものとする。

(代金精算)

第12条 委託販売にかかる商品の販売代金の精算日及び控除については別表3に定めるものとする。買取販売に係る商品の仕入れ代金は、別途、取引者と協議して決定する。

(営業日、営業時間、休館日)

第13条 直売所の営業日・営業時間・休館日については出荷者・出店者と協議する。

(商品の搬入、補充、引き取り)

第14条 委託販売品の搬入、補充、引き取りについては次の定めるものとする。

- (1) 搬入、補充、引き取りについては、直売所の担当者の指示に従うものとする。
- (2) 搬入時間は、開店1時間前から15分前までとする。
- (3) 販売品の補充については担当者との協議の上、随時行う。
- (4) 引き取り時間は閉店30分前からとする。

(出荷資材及び表示ラベル)

第15条 委託販売品の出荷資材及び表示ラベル(価格表を含む)については、施設管理者の指定するものを使用するものとする。

- (1) 出荷資材・表示ラベル等に係わる経費は出荷者が負担するものとする。
- (2) 販売品に係る消費税は、内税方式とする。(税額表示)

(事故・クレーム)

第16条 販売した商品の事故、クレーム処理は次の通り行うものとする。

- (1) 購入者からのクレームについては、原則として施設管理者が対応する。ただし、出荷者に明らかな原因がある場合には、施設管理者は出荷者及び出店者に再発防止を求める。
- (2) 販売品の事故等により、費用請求があった場合は、施設管理者は出荷者・出店者と協議し、速やかに対応する。ただし、費用の支出については事故原因により出荷者に負担を求めることができる。

(出荷の停止)

第17条 施設管理者は次の号に該当する出荷者を出荷停止することができる。なお、施設管理者はその経過等について出荷者・出店者に報告する。

- (1) 販売品に偽りの表示をした出荷者

- (2) 購入者から頻繁にクレームが発生する品物を出荷した出荷者
- (3) 販売陳列に関し、秩序（ルール）を守らない出荷者
- (4) 販売残品について適切な処置をしない出荷者
- (5) 第2条の要件を満たさない出荷者

(出荷登録の取り消し)

第18条 次の掲げる出荷者は出荷者・出店者は出荷登録の取り消しをするものとする。

- (1) 直売所の事業を妨げる行為、または信用を無くす行為をした出荷者。
- (2) 第17条第1号から第4号にあたる行為をした出荷者。
- (3) 第2条第6号アからオのいずれかに該当することが判明した出荷者。

(警察への情報提供、照会等)

第19条 出荷者に関する情報については、第2条第6号の要件を満たす者であるか否かを確認するため、所轄警察署へ提供し、又は紹介等に使用することがあるほか、必要に応じて出荷者に対し必要な書類の提供を求めるものとする。

(疑義の解決)

第20条 この要綱にない事項に関し疑義が生じたときは、関係者で協議し決定するものとする。

(付則)

この要綱は、平成 年 月 日から施工する。

別表1 登録料・年会費 (第4条関係)

	町 内	町 外
登録料	10,000円	20,000円
年会費	5,000円	5,000円

別表2 販売手数料 (第11条関係)

分 類	町 内	町 外
農産物・惣菜	15%	18%
冷蔵・冷凍庫使用	18%	<b>30%</b>
加工品 (乾燥)	20%	<b>30%</b>

※その他の品目は協議のうえ決定する

別表3 代金精算 (第12条関係)

(1) 販売代金精算日

毎月末日に締切り、翌月の**25日**に指定の預金口座に振り込む

※支払日が休日の場合、金融機関の翌営業日

(2) 控除項目

①販売手数料

②バーコード発券手数料

③振込手数料